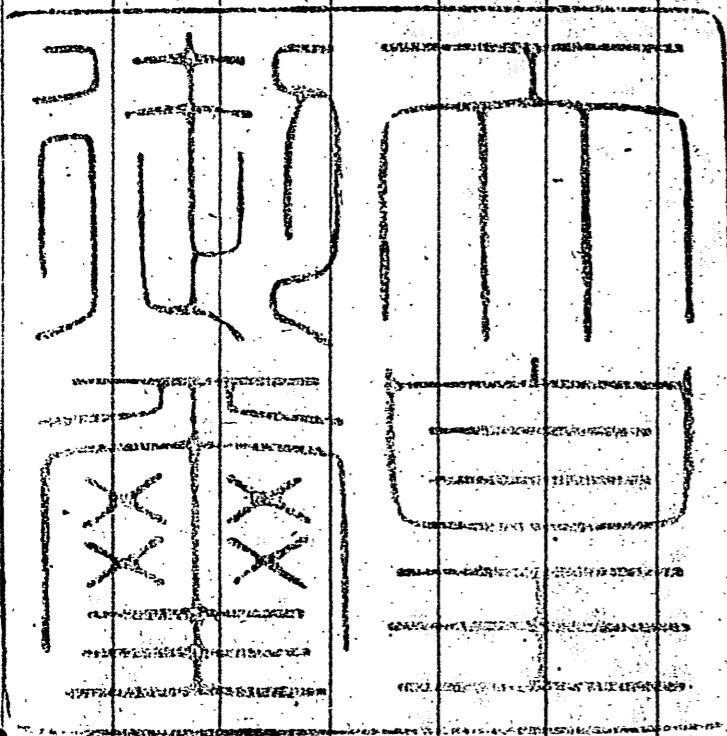


蔭大商

勅令第五百六十号

朕は、貿易資金特別会計規則を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



昭和二十一年十一月三日

日 閣

蔭大臣

内閣総理大臣 吉田 茂
商工大臣 星 亨 二 郎
大蔵大臣 石橋 湛 山

勅令第... 貿易資金特別会計規則

第一條 歳入歳出の予定計算書は、主管大臣が、これを調製して、前年度の九月三十日までに、これを大蔵大臣に送附しなければならない。

第二條 歳入歳出の予算は、定の後、予備費を除いて、所管大臣は、廳長官に命じてこれを執行させる。但し、他の官吏に命じてその一部を執行させることができる。

第三條 この会計においては、当該年度の歳入歳入額を以て支拂元受高とし、出を以てするものは、この支拂元受高を超過してはならない。

第四條 この会計においては、支拂上現金に不足を生じたときは、所管大臣は、大蔵大臣の承認を経て、貿易資金に属する現金を、前條に規定する支拂元受高により替えて使用する。この額は、当該年度内にこれを償前項の決定により替えて使用する。

選しなければならぬ。

第五條 毎年度内に収入すべき権利を得て、毎年度出納の完結までに収入済まならないものは、収入未済として順次翌年度に繰り越し、現に収入した年度の歳入に組み入れる。

第六條 毎年度内に支拂うべき義務を生じ、毎年度出納の完結までに支出済まならない歳出で、時効完成に至らないものは、支出未済として順次翌年度に繰り越し、但し、支出未済の繰越額は、支出済額と合せて予算額を超過してはならない。

第七條 貿易資金は、貿易資金特別会計法第三條第一項の規定によりこれを左に掲げるものに運用することができ、

一 貿易物資に進ずる物資で、所管大臣が入蔵大臣と協議の上指定するもの

二 貿易以外の原因に基く外國への送金及び外國からの送金で、所管大臣が入蔵大臣と協議の上指定するもの

三 入蔵省預金部への預金

第八條 貿易資金の運用に關し、貿易物資の買入代金及び輸入に伴う諸経費の支拂上必要がある場合は、概算拂をすることができ、

第九條 貿易資金に關し、毎年度三月三十一日において、左に掲げる第一類各号の総計額から第二類各号の総計額を控除して、残余がある場合は、その残余額を貿易資金特別会計法第四條に規定する利益の額とし、不足する場合は、その不足額を同條に規定する損失の額とする。

第一類

一 現金額

二 第五條の規定による収入未済額

三 貿易物資の輸出又は第七條第一號に規定する物資の賣渡によつて得た請求権の評価額

四 第七條第二号に規定する外國からの送金額

五 保有貿易物資の償額

第二類

一 貿易資金特別会計法第二條第一項に規定する資金額

二 貿易資金特別会計法第二條第二項の規定による資金補足額

三 前本條の規定による支出済額

四 貿易物資の輸入又は第七條第一号に規定する物資の買入によ

つて生じた負債の評価額

五 第五條第二号に規定する外國への送金額

前項の請求権の評価額及び負債の評価額並びに送金額及び保有貿

易物資の償額の評價に關し必要な事項は、所管大臣が、大藏大臣と

協議してこれを定める。

第一條 この会計においては、毎年度出納締結の時において、歳入の

収入済額と当該年度の貿易資金の利益額の合計額から歳出の支出済

額、貿易資金特別会計法第六條に規定する借入金金の未償還額及び当

該年度の貿易資金の損失額の合計額を控除して、残余がある場合は、

これを同法第七條に規定する過剰の額とし、翌年度一般會計の歳入

に繰り入れ、不足する場合は、これを同條に規定する不足の額とし、

翌年度一般會計の歳出で補うこととする。

第十一條 歳入歳出の決定計算書は、所管大臣がこれを調製して、翌

年度の七月三十一日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

ない。

所管大臣は毎年度貸借対照表、損益計算表及びその年度の三月三

十一日における貿易物資在高明細表を調製して、翌年度の七月三十

一日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

貸借対照表、損益計算表及び貿易物資在高明細表の様式は、所管

大臣が、大藏大臣と協議してこれを定める。

第十二條 歳入徴收官は、毎月徴收報告書を作成して、参照書類を添

え、これを貿易廳長官に送付しなければならない。

第十三條 貿易廳長官は、徴收報告書によつて毎月徴收總報告書を調製して、参照書類を添え、所管大臣を経由して、その翌月中に、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十四條 支出官は、毎月支出清額報告書を調製して、これを貿易廳長官に送付しなければならない。

第十五條 貿易廳長官は、支出清額報告書によつて、毎月支出總報告書を調製して、支出清額報告書を添え、所管大臣を経由して、その翌月中に、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十六條 貿易資金の出納に関する手続は、所管大臣が、大蔵大臣と協議してこれを定める。

第十七條 貿易廳は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、貿易資金の受拂及び運用並びにこの会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第十八條 貿易廳は、歳入簿を備え、歳入の予算額、調定清額、収入

清額、納欠損額及び収入未清額を登記しなければならない。

第十九條 支出官は、支出簿の外支拂元受高差引簿を備え、支拂元受高、支出清額及び残額を登記しなければならない。

第二十條 貿易廳は、歳出簿及び支拂元受高差引簿を備え、歳出簿には歳出の予算額、予算決定後増加額、支出清額、翌年度繰越額及び残額を登記し、支拂元受高差引簿には支拂元受高、支出清額及び残額を登記しなければならない。

第二十一條 この規則に規定しないものについては、会計規則を準用する。

第二十二條 この規則においては、本州、北海道、四國、九州及びこれらに属する島（命令で定める地域を除く。）以外の地域を外國とし、外國とこれらの地域との間に行われる取引その他による物品の移動を輸出又は輸入とする。

附 則

勅令第五百六十一号

この勅令は、貿易資金特別会計法施行の日から、これを施行する。昭和三十二年勅令第五百六号は、これを廃止する。

益大商